

## 少数民族の問題または「自治共和国化」の問題によせて

覚え書のつづき

一九二二年十二月三十日

### 少数民族の問題または「自治共和国化」 の問題によせて

\*「自治共和国化」の問題 事項訳注 P848-849

ソヴェト諸共和国が自治共和国の原則にもとづいてロシア・ソヴェト連邦社会主義共和国に加入するというやり方で、これらの共和国を合同させる思想のこと。この思想の基礎をなしていたのは、スターリンが提案し、中央委員会特別委員会が 1922 年に採択した『ロシア・ソヴェト連邦社会主義共和国と独立諸共和国との相互関係にかんする決議草案』であった。この特別委員会は、ロシア共和国、ウクライナ共和国、ベロルシア共和国、カフカーズ連邦の今後の相互関係の問題を、中央委員会総会にそなえて準備するために設置されたものである。1922 年 9 月 27 日付の政治局員あての手紙のなかで、レーニンはこの草案をすどく批判した。彼は原則的にちがった解決策を提案した。すなわち、ロシア共和国をもふくめたすべてのソヴェト共和国が、自由意志にもとづいて新しい国家組織——それらの完全な同権に基礎をおくソヴェト共和国同盟——に合同することである。

レーニンはこう書いている。「……われわれは、自分がウクライナ共和国その他と権利をひとしくするものであることをみとめ、それらとともに、それらとならんで、新しい同盟、新しい連邦に加入するものである……」。中央委員会特別委員会は、レーニンの指示にしたがって、決議草案をつくりなおした。レーニンの指示を出発点とした新しい草案は、1922 年 10 月に党中央委員会総会で承認された。決定にしたがって中央委員会は、諸共和国合同の準備活動をくりひろげた。1922 年 12 月 30 日、ソ同盟第一回ソヴェト大会は、ソヴェト社会主義共和国同盟の成立にかんする歴史的な決定を採択した。

民族政策を正しくおしすすめ、ソヴェト大会で採択された宣言と条約を実現することに、きわめて大きな意義をあたえながら、レーニンは、1922 年 12 月 30 日と 31 日に『少数民族の問題または「自治共和国化」の問題によせて』の手紙を口述して書きとらせた。レーニンの手紙は、1923 年 4 月にひらかれたロシア共産党（ボ）第十二回大会の代議員団の指導者会議で公開された。大会は『民族問題について』の決議を採択したが、その基礎をなしていたのはレーニンの指示であった。

私は、悪名高い自治共和国化の問題\*——公式にはソヴェト社会主義共和国同盟の問題とよばれているようであるが——に十分力づよく、また十分すどく干与しなかった点で、ロシアの労働者にたいして大きな罪をおかしたようにおもわれる。

この問題がおこったその夏には、私は病氣中であつた。だが、そのあとの秋には、自分の健康が回復して、十月と十二月の総会でこの問題に干与できるだろうと、法外な期待をいただいていた。ところが、私は十月の総会（この問題のためにひらかれた）にも十二月の

総会にも出席できなかつたし、こうして、この問題は私の手をほとんどまったくすどおりしてしまつた。

私は、同志ゼルジンスキーと話し合うことができただけであつた。彼は、カフカーズからやってきて、グルジアでこの問題がどういう状態にあるかを私に話してくれた。私はまた、同志ジノヴィエフとも二、三の会話をかわすことができたし、この問題についての私の懸念を彼に述べた。グルジア事件「調査」のために中央委員会が派遣した特別委員会の長である同志ゼルジンスキーから私が聞いたことから、私はこのうえなく大きな懸念をいだかざるをえなかつた。同志ゼルジンスキーが私に告げたように、オルジョニキツゼが腕力をふるうという行きすぎをやるどころまで事態がすすんだとすれば、われわれがどんな泥沼にはまりこんだかは想像にかたくない。明らかに、この「自治共和国化」の企ては根本的にまちがっており、時宜をえないものであつた。

機関の統一が必要であつた、と言うものがある。こういう確言はどこから出てきたのか？この日誌のこれまでのある号ですでに指摘したように、われわれがツアーリズムから借りてきて、ほんのすこしソヴェトの香油を塗っただけの、あのほかならぬロシアの機関から出てきたものではないのか。

自分の機関について自分のものとして責任を負うと言えるようになるまでは、われわれがこういう措置をとるのを待つべきであつたということは、疑いをいれない。ところで、現在では、われわれは、正直なところ、その反対のことを言わなければならないのである。すなわち、われわれが自分の機関とよんでいるものは、実際には、徹頭徹尾われわれと無縁なものであり、ブルジョア的なものとツァーリ的なものとの混合物であつて、他国の援助もなく、軍事的な「業務」と飢えとのたたかいとが主要なものであつたこの五年間には、それを克服することはまったく不可能であつた、と言わなければならない。

こういう事情のもとでは、われわれが自分の弁明に持ちだしている「同盟からの脱退の自由」が、ロシアの典型的な官僚のような、真にロシア的な人間、大ロシア人の排外主義者、実質上卑劣漢で暴圧者であるものの攻撃から、ロシア国内の異民族をまもる力のない、一片の反古となつてしまうことは、まったく当然である。この排外主義的な大ロシア人のやくざものの大海のなかでは、わずかなパーセントしか占めないソヴェト的労働者とソヴェト化された労働者とが、牛乳のなかに落ちたはえのようにおぼれてしまうことは、疑いをいれない。

この措置の弁明として、民族的心理や民族的教育を直接に取り扱うもろもろの人民委員部が独立にもうけられたではないか、と言うものがある。しかし、ここでの問題は、はたしてこれらの人民委員部を完全に独立なものとすることができるかどうかということであり、また第二の問題は、真にロシア人的なデルジモルダどもからほんとうに異民族をまもる措置を、われわれが十分に心をつかつて講じたかどうか、ということである。私の考えでは、われわれはそういう措置をとろうとおもえばとれたし、またとるべきであつたにもかかわらず、とらなかつたのである。

このばあいには、スターリンの性急なやり方と行政者的熱中が、さらに評判の「社会民族主義者」にたいする彼の憎しみが、致命的な役割を演じたとおもわれる。総じて憎しみは、政治では、通常、最悪の役割をはたすものである。

私はまた、これらの「社会民族主義者」の「犯罪」事件を調査するためカフカーズに行

った同志ゼルジンスキーもやはり、この点では真にロシア人的な気分をしめしただけではなかろうかと、危惧しており（よく知られていることであるが、異民族の出身者でロシア人化したものこそ、真にロシア人的な気分の点でつねに度をすごすものである）、また、彼の特別委員会の公平ぶりは、オルジョニキツゼの「武勇伝」で十分に特徴づけられるのではなかろうかと、危惧している。どんな挑発、それどころかどんな侮辱があったからといってけっして、このようなロシア人的な武勇伝をやってよいことになるものではなく、同志ゼルジンスキーは、この武勇伝にたいして軽々しい態度をとった点で、とりかえしのつかない罪をおかしたものだ考える。

カフカーズの他のすべての市民にとって、オルジョニキツゼは当局者であった。オルジョニキツゼには、彼やゼルジンスキーが弁明に持ちだしているような激昂に駆られる権利はなかった。その反対に、オルジョニキツゼには、自制心をたもつ義務があった。ところが、普通の市民にはだれひとりとして、いわんや「政治」犯の被告にはそういう自制心をたもつ義務はないのである。ところで、実際のところ、社会民族主義者は政治犯として告発された市民ではなかったか。また、この告発がなされた全状況からみて、この事件はそういうものと特徴づけるほかなかったではないか。

ここで起こってくるのは、重要な原則問題である。それは、国際主義をどう理解するかという問題である。

レーニン

二二年十二月三十日

エム・ヴェこれを筆記

覚え書のつづき

一九二二年十二月三十一日

少数民族の問題または「自治共和国化」  
の問題によせて（つづき）

私はすでに、民族問題を論じた私のいろいろの著作のなかで、民族主義一般の問題を抽象的に提起してもなんの役にもたたない、と書いた。抑圧民族の民族主義と被抑圧民族の民族主義、大民族の民族主義と小民族の民族主義とを区別することが必要である。

このあとのほうの民族主義にたいして、われわれ大民族に属するものは、歴史的实践のうちで、ほとんどつねに数かぎりない強制の罪をおかしている、それどころか——自分では気づかずに、数かぎりない暴行や侮辱をおかしているものである。わが国ではどんなに異民族をばかにしているか、ポーランド人をよぶのに「ポリャーチシカ」としか言わず、タタール人のことは「公爵」<sup>クニヤジ</sup>とよび、ウクライナ人のことは「ホホル」〔とさか〕とよび、グルジア人その他のカフカーズの異民族のことは「カプカーズ人」とよんで嘲弄するばかりだということ、こういうことについての私のヴォルガ時代の記憶をよびおこすだけで十分である。

だから、抑圧民族、すなわち、いわゆる「強大」民族（その暴行にかけて強大なだけだ。デルジモルダ式に強大なだけだ）にとっての国際主義とは、諸民族の形式的平等をまもるだけでなく、生活のうちに現実に生じている不平等にたいする抑圧民族、大民族のつぐないとなるような、不平等をしのぶことでなければならない。このことを理解しなかったも

のは、民族問題にたいする真にプロレタリア的な態度を理解せず、実は小ブルジョア的見地にとどまっているものであり、したがって、たえずブルジョア的見地に転落せざるをえないのである。

プロレタリアにとってはなにが重要か？ プロレタリアにとって重要であるばかりか、ぜひとも必要なことは、プロレタリア階級闘争にたいする異民族の最大限の信頼を確保することである。このためにはなにが必要か？ このためには、歴史上の過去に異民族が「強大」民族の政府からこうむった不信、疑惑、侮辱を、異民族にたいするその態度により、その譲歩によってなんとかしてつぐなうことが必要である。

ボリシェヴィキ、共産主義者にたいして、これ以上またくわしく、この点を説明するにはおよばないとおもう。そして、グルジア民族にかんする当面のばあいは、われわれが特別に慎重に、用心ぶかくふるまって、譲歩することが、問題にたいする真にプロレタリア的な態度にとって必要な典型的な例である。問題のこの側面を不注意に扱い、「社会民族主義」という非難を不注意に投げつけるグルジア人（ところが、彼自身がほんとうの、真の「社会民族主義者」であるばかりか、粗暴な大ロシア人的デルジモルダなのだ）は、実はプロレタリア的階級連帯の利益をそこなうものである。なぜなら、民族的不公正ほど、プロレタリア的階級連帯の発展と強固さを阻害するものではなく、また平等の侵害——たとえ不注意によるばあいでも、たとえ冗談としてでも——ほど、自分の同志であるプロレタリアによってこの平等が侵害されることほど、「侮辱された」民族の人々の心にするどくひびくものはないからである。そこで、このばあいには、少数民族にたいする譲歩とおだやかさの点で行きすぎるほうが、行きたりないよりはましである。だから、このばあいには、われわれが民族問題にたいして形式的な態度をけっしてとらず、抑圧（または大）民族にたいする被抑圧（または小）民族のプロレタリアの態度にかならずみられる隔たりをつねに考慮することが、プロレタリア的連帯の、したがってまたプロレタリア的階級闘争の根本的な利益のうえから、必要とされているのである。

エム・ヴェこれるを筆記

二二年十二月三十一日

レーニン

覚え書のつづき

一九二二年十二月三十一日

現在生じた状態のもとでは、どういう实际的措置をとるべきであろうか？

**第一に**、社会主義共和国同盟を保持し、強化すべきである。この措置については疑問の余地はない。この措置がわれわれにとって必要であり、また世界の共産主義的プロレタリアートにとって必要なのは、世界ブルジョアジーとたたかうためであり、彼らの陰謀を防ぐためである。

**第二に**、外交機関について社会主義共和国の同盟を保持することが必要である。ついでに言えば、この機関はわが国の国家機関のうちでは例外的なものである。ここでは、われわれは、ツァーリズムの旧職員の中のいくぶんでも有力な人間はひとりもいれなかった。ここでは、いくぶんでも権威ある機関はみな共産主義者から成っていた。だから、この機関は、点検ずみの共産主義的機関という名称をすでにかちえているのである（このことは臆せず公言してさしつかえない）。それは、ほかの人民委員部がやむなくかかえこんで

いる機関にくらべて、はるかにはかりしれないほど徹底的に、ツァーリズム的、ブルジョア的、小ブルジョア的な旧職員を清掃済みである。

第三に、見せしめのために同志オルジョニキツェを処罰し（私は個人的には彼の友人のひとりであり、国外の亡命地でいっしょに活動したことがあるだけに、こういうことを言うのは非常に残念である）、またゼルジンスキーの特別委員会の資料を全部あらためて追審し、調査する必要がある。これは、そのなかに疑いもなくふくまれている大量のまちがった偏見にとらわれた判断を訂正するためである。この真に大ロシア人的・民族主義的なカンパニア全体にたいしては、もちろん、スターリンとゼルジンスキーに政治的責任をとらせなければならない。

第四に、わが同盟に所属する異民族の共和国での民族語の使用についてきわめて厳格な規則をもうけ、この規則をとくに綿密に点検しなければならない。わが国の現在の機関のもとでは、鉄道業務の統一とか税制の統一とか、等々を口実にして、真にロシア的な濫用行為がたくさんはいりこんでくるだろう。この濫用行為とたたかうためには、こういう闘争に取りくむ人々の特別の誠実さはいうまでもなく、特別の知略が必要である。このばあい詳しい法典が必要となるであろうが、そういう法典をいくぶんでもうまくつくれるのは、当の共和国に住む民族の人々だけである。このばあい、こうした活動全体のおかげで、つぎのソヴェト大会で昔にかえることはない、すなわち、軍事上および外交上でのみソヴェト社会主義共和国を保持し、その他すべての点については〔各共和国の〕各人民委員部の完全な自主性を復活することにならないと、あらかじめ断言してはけっしてならないのである。

人民委員部が細分され、モスクワとその他の中心地とで各人民委員部の活動に不一致が生じるにしても、党の権威がいくぶんでも十分に慎重に、また公平に行使されるなら、党の権威によってその不一致を十分よわめることができる。少数民族の機関とロシア人の機関との合同機関がないためにわが国の国家が損害をこうむるばあいはありうるけれども、その損害は、われわればかりかインタナショナル全体が、また、近い将来にわれわれにつづいて歴史の前景に登場しようとしているアジアの幾億人にのぼる諸民族が、こうむる損害にくらべれば、はかりしれないほど、かぎりなく小さい。もし東洋がこのように登場してくる前夜に、また東洋のめざめがはじまっているそのときに、われわれが自国内の異民族にたいしてすこしでも粗暴で不公正にふるまったため、東洋でのわれわれの権威をそこなうようなことがあれば、それはゆるすべからざる日和見主義であろう。資本主義世界を防衛している西欧帝国主義者を向うにまわして結束する必要があるということ——この点については疑問はありえないし、私がこれらの措置を無条件で是認することはいうまでもない——と、たとえ些細なことであろうとわれわれ自身が被抑圧民族にたいして帝国主義的な態度に陥り、そのため、自分の原則的な誠実さと、帝国主義にたいする闘争の原則的な擁護とをまったく台なしにするということとは、まったく別の事がらである。そして、世界史上の明日は、まさに、呼びさまされた帝国主義抑圧下の諸民族が最後のめざめる日、彼らの解放をめざす断固たる、長期にわたる、困難な戦闘がはじまる日であろう。

二二年十二月三十一日 エム・ヴェこれる筆記

第 36 卷『少数民族の問題または「自治共和国化」の問題によせて』P715～722